

# 熊本県内水面漁場管理委員会

## 第 3 5 3 回議事録

令和 4 年（2 0 2 2 年）9 月 9 日開催

### 第353回熊本県内水面漁場管理委員会議事録

開催日時 令和4年（2022年）9月9日（金） 午前10時から

開催場所 水前寺共済会館グレース 2階 鳳凰

出席者

（出席委員）江藤 俊男、木下 優喜、小松野 太樹、堀川 泰注、斎藤 力  
神田 美希、皆川 朋子、松浦ゆかり、南本 健成

（欠席委員）福井 春菜

（水産振興課）課長補佐 鮫島 守、主幹 木村 武志

（事務局）事務局長 宮本 政秀、参事 篠崎 貴史、参事 郡司掛 博昭、  
技師 直江 瑠美

審 議

1 開 会

2 議 事

（1）議案

第1号議案 漁業権遊漁規則の変更認可について（諮問）

第2号議案 令和5年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について（照会）

3 閉 会

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局   | <p>定刻になりましたので、第353回熊本県内水面漁場管理委員会を開催いたします。</p> <p>委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は10名中8名で過半数に達しておりますので、熊本県内水面漁場管理委員会規程第5条の規定に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。なお、神田委員、松浦委員におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、リモートにより出席されており、皆川委員におかれましては、途中からリモートにより出席されますことを併せて御報告いたします。</p> <p>議事に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。第353回熊本県内水面漁場管理委員会次第と書かれた資料を1部漁業関係法令集又は5枚組の参考資料を1部お配りしております。不足している資料はありませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは江藤会長よろしくお願いします。</p> |
| 議長    | <p>皆さんおはようございます。</p> <p>大変お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。9月に入りますとめっきり秋らしくなってきました、朝晩冷え込む日もありますので十分体調管理には気を付けていただければと思います。</p> <p>ただ今から第353回熊本県内水面漁場管理委員会を開会いたします。</p> <p>議事に入ります前に、熊本県内水面漁場管理委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は南本委員と木下委員にお願いいたします。</p> <p>また、議事録作成後は、漁業法第145条第4項の規定により、熊本県のホームページに掲載し、公表することとします。それでは早速でございますが、議事に入りたいと思います。</p> <p>なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。</p>                                      |
| 議長    | <p>それでは議事に入ります。</p> <p>第1号議案、漁業権遊漁規則の変更認可について、水産振興課から説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 水産振興課 | <p>水産振興課でございます。漁業権の遊漁規則変更の認可について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

まず、漁業権について法令集に添付している資料を用いて説明させていただきます。法令集の上から１枚目をご覧ください。神田委員、松浦委員におかれましては、別途お送りしている参考資料の１ページ目又は画面をご覧ください。

漁業権とは、都道府県知事が免許をするもので、一定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利になります。漁業権には、地元漁民が共同で漁場を利用して漁業を営む共同漁業権、一定の区域内で養殖業を営む区画漁業権、水深が２７メートルより深い場所で定置漁業を営む定置漁業権の３種類があります。法令集の上から２枚目をご覧ください。神田委員、松浦委員におかれましては、参考資料の２ページ目又は画面をご覧ください。内水面の共同漁業権にはあおのりなどの藻類、しじみなどの貝類又は農林水産大臣が指定するいせえび、あわび、なまこなどの水産動物を採捕する第一種共同漁業と、内水面で営むあゆ漁業や、やまめ漁業などの第五種共同漁業があります。熊本県内では、共同漁業権が１８件免許されており、区画漁業権は免許がありません。１８件の共同漁業権の場所は、法令集又は参考資料の次のページの熊本県内水面漁業権概略図でご確認ください。

法令集の上から４ページ目又は参考資料の４ページをご覧ください。共同漁業権の免許の内容として、漁業種類や漁業の時期が規定されていますが、使用可能な漁具や採捕可能な期間等は、漁協が定める漁業権行使規則や遊漁規則に規定されています。行使規則は、免許を受けた漁協の組合員が共同漁業権に基づいて漁業を営む際のルールを定めており、遊漁規則は、漁協に所属しない遊漁者などが共同漁業権に基づいて遊漁を行う際のルールを定めたものになります。行使規則、遊漁規則共に変更する場合には、県の認可が必要となっています。下段に遊漁規則を変更する場合の流れを示しています。変更の認可を行うにあたっては、県から内水面漁場管理委員会へ意見を聴かなければならないと、漁業法第１７０条第４項に規定されています。

今回、資料２ページのとおり菊池川漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので、変更の認可についてお諮りするものです。

資料５ページをご覧ください。

内共第１号共同漁業権遊漁規則の全文につきましては資料７ページから１２ページに掲載しておりますが、変更点が分かりやすいよう、新旧対照表で説明いたします。

今回の変更点は２点になります。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>1つ目は、刺し網による採捕期間の変更です。従来、7月15日から12月31日までとしていた採捕期間を、8月1日から12月31日までに変更するものです。変更の理由につきましては、少し戻っていただきまして資料3ページに記載しております。菊池川漁業協同組合では、4月にあゆの放流を行っていますが、近年、餌となる藻類の減少等により成長が遅く、集団でかたまっている場合があります、網目の細かな刺し網で一度に大量に採捕にされてしまう場合があるため、採捕の開始時期を変更し、あゆの資源保護を図るためのものです。</p> <p>2つ目は、放流種苗保護のための保護区を菊池川水系の上流部6か所に新たに設定するものです。やまめの事例を記載しておりますが、魚族全体つまり河川の魚類等全体の資源保護のため、保護区を設定するものです。具体的な場所につきましては、熊本県内水面漁業権概略図の内共1号の区域に赤色で線をひいた場所に設定を予定しています。保護区の採捕禁止期間は、10月1日から翌年2月末日までとなっています。</p> <p>以上が、遊漁規則の変更に関する説明になります。</p> <p>次に、都道府県知事が遊漁規則を認可する要件ですが、漁業法第170条第5項で、遊漁を不当に制限するものでないこと、と定められております。</p> <p>どのようなことが「遊漁を不当に制限する」場合に該当するかは、具体的な事例に則して判断する必要がありますが、「遊漁者」すなわち組合員以外の採捕を規制する範囲や程度等が、自己の組合員に対しての「漁業権行使規則」による内容と、ことさらに差等を設けてはならない、と解されています。</p> <p>なお、今回の改正につきましては、当該漁業権に漁業権行使規則についても同様の変更申請があっておりまして、遊漁規則と併せて認可する予定としております。また、今回の改正内容は、関係法令、熊本県漁業調整規則に抵触するものでもございません。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長   | <p>ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆さんから御質問、御意見はございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 南本委員 | <p>新しく保護区を設定されるということですが、看板は組合の方で設置するということでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議長   | <p>釣り専用の区域にしていたところ、10月1日から2月末日</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|            |                                                                                                                                                                                |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <p>まではやまめの採捕は禁止されているのですが、その他の魚を釣るという名目でやまめを釣っている人がいました。そのため、10月末から11月に放流している300kgほどのやまめがいなくなっている状況です。採捕禁止期間を周知するための看板は、漁協で設置しているところです。</p>                                     |
| 南本委員       | <p>新たな保護区を周知するのが難しいなと思ってですね。</p>                                                                                                                                               |
| 議長         | <p>看板の設置については、警察へ相談して、設置してよいということで設置しています。</p>                                                                                                                                 |
| 斎藤委員       | <p>今回ののは、菊池川の刺し網の規制ですけど、緑川や球磨川での状況はどうでしょうか。同じでしょうか。</p>                                                                                                                        |
| 堀川委員       | <p>球磨川でも刺し網で採れるサイズは小さく、釣り人から小さいと言われることもあります。ただ、刺し網の開始時期をずらせるかということ、簡単ではないと考えています。現在は、6月1日が解禁日ですが、菊池川さんに倣って検討しないといけないなとは感じているところです。半月くらいずらせればと思いますが、なかなかハードルは高いですね。</p>         |
| 議長         | <p>中間育成した魚は団体行動をするので、刺し網をされると一網打尽にされてしまう場合があります。</p>                                                                                                                           |
| 堀川委員       | <p>菊池川から出されている変更については、釣り人のためにも良いと思います。</p>                                                                                                                                     |
| 神田委員       | <p>菊池川の矢谷溪谷の方に毎週のように釣りに行っているのですが、県外の釣り人を多く、今回の改正を知らない方もいると思います。そういった方への周知の方法があればと思うのですが。法令関係の知識がない方向けに、見回り強化とかはできませんでしょうか。やまめの禁漁期間に釣りあげているので、見回りを強化するという方向では難しいということでしょうか。</p> |
| 議長         | <p>範囲がかなり広いので、監視員が2人はいるのですが、保護区を監視するにしても、何日かに1回しか行けないので。</p>                                                                                                                   |
| 神田委員<br>議長 | <p>監視強化は難しいということですね。<br/>看板の設置とかはしますけれど。</p>                                                                                                                                   |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 神田委員  | 看板については、私も見かけているところです。ただ、知識がない方もいらっしゃると思いますので、そういった方にも分かるような工夫がほしいですね。                                                                                                                                                                                                 |
| 議長    | 放流しているところから、3～4枚は看板を設置しています。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 神田委員  | 分かりました。元々、釣り客が増えてきていますので、周知の部分が気になったところです。                                                                                                                                                                                                                             |
| 議長    | 分かりました。できるだけ強化できるように頑張ります。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 神田委員  | よろしくお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長    | 他にありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議長    | 無いようですので、お諮りします。<br>第1号議案「漁業権遊漁規則の変更認可について」は、「特に意見なし」と答申してよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                   |
| 各委員   | はい。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長    | はい、どうもありがとうございます。<br>それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。<br>続きまして、第2号議案「令和5年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針」について、水産振興課から説明をお願いします。                                                                                                                                                          |
| 水産振興課 | 水産振興課です。第2号議案「令和5年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について」、皆様のご意見を伺いたく、照会させていただきます。<br>資料16ページをご覧ください。うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針は、県内のうなぎ養殖用及び県内河川等への放流用に供するものに限りうなぎ種苗、すなわちシラスウナギの採捕を許可し、ウナギ資源の健全な活用と資源の維持を期すると共に、シラスウナギの採捕秩序の確立を図ることを目的としています。毎年内容の見直しを行った上で制定しています。今回は令和4年12月から令和5年4月の令和5年産のうなぎ種苗採捕 |

に係る取扱方針についてご意見を伺うものです。

取扱方針で定められている主な内容は、(1) 漁具漁法の指定、(2) 許可取得者、採捕従事者、指定集荷人の責務、(3) 許可、採捕従事者、指定集荷人の対象者、(4) 採捕の区域、(5) 採捕数量、漁具数、たも抄いの採捕従事者数等の制限、(6) 許可の条件、(7) 不許可及び許可取消しの要件、(8) 許可期間及び採捕の期間、(9) 採捕実績の報告義務、となります。

今回の方針では、基本的な許可の仕組みについては従来の方針から変更を加えていませんが、大きく分けて4つの修正を行っています。修正の詳細は後ほどご説明いたします。

取扱方針の内容に入る前に、うなぎをめぐる状況について、水産庁資料を用いてご説明します。資料は17ページをご覧ください。まず、上の図をご覧ください。ウナギは河川で成長し、成熟すると海に下り、海で産卵、孵化し、シラスウナギとなって河川に戻ってきます。ウナギの減少要因としては、海洋環境の変動、親ウナギやシラスウナギの過剰な漁獲、生息環境の悪化などが指摘されておりますが、各要因がどのように影響しているかはわかっておりません。

減少要因がはっきりと分かりませんが、さらなる資源の減少を避けるために、資源管理や生息環境の改善対策を実施しております。本県でも、ご存知のように10月から翌年3月に親ウナギの採捕を禁止する委員会指示を発出しております。

下の図をご覧ください。シラスウナギの来遊状況についてですが、図を見ますと、年々減少していることがわかります。特に近年は少ない採捕数量で推移しています。

続いて資料18ページをご覧ください。ウナギが絶滅危惧種に指定されたことを受け、ウナギ養殖業は国の許可がなければ営むことができない指定養殖業となっています。本県では13業者が国の許可を受けて営んでいます。このうち、シラスウナギを使用して養殖することができる許可を保有している者が8業者います。これらの業者が自らの養殖に使用するシラスウナギを採捕する場合又は熊本県養鰻漁業協同組合がこれらの業者へ種苗を供給する場合に、種苗の採捕を許可しています。また、内水面漁協が漁業権漁場内に放流する目的で採捕する場合にも、同様に許可しています。

次に本県におけるウナギ種苗の特別採捕許可の仕組みについて、ご説明させていただきます。資料19ページをご覧ください。許可を受けた許可取得者が必要な量を採捕従事者を使って集めることとなります。さらに、シラスウナギの違法な流通を



なくすため、本県では採捕従事者が採捕したシラスウナギは指定集荷人を通じて許可取得者の下へ全て集められる仕組みとなっています。

資料の２０ページをご覧ください。本県で使用されている漁具図を載せています。固定式の網具又は手持ちの網を使用して採捕されており、漁具漁法及び採捕区域ごとに許可しています。固定式の網具は内水面と海面で呼び名が変わり、内水面で使用するものを提灯たぶ、海面で使用するものをちょうちん網と呼んでいます。基本構造はどちらも同じです。手持ちの網での採捕については、内水面、海面ともにたも抄いと呼んでいます。また、採捕従事者には下の図のとおり指定の帽子を着用することを義務づけております。この帽子に関しては海区漁業調整委員会にて、寒さ対策のため耳当てが付いた帽子に変更してほしいという意見がありましたので、帽子の形状の変更を検討しております。

令和５年産の取扱方針案は資料２１ページ以降となりますが、ここでは修正箇所及び修正の内容がわかるよう、資料３１ページ以降の新旧対照表を使用してお説明いたします。

新旧対照表では左端に令和５年産の新たな取扱方針の案、中央に令和４年産の旧取扱方針、右端に改正理由を記載しています。軽微な修正部分につきましては説明を省略させていただきます。まずは漁具数の制限に係る変更についてご説明させていただきます。

新旧対照表の３３ページをご覧ください。第１５条の提灯たぶ及びちょうちん網の統数を制限する規定について、従来、ただし書きによって前年産の許可実績統数を上限に許可する仕組みとなっていました。

今回の改正を説明するに当たり、まずは資料の３９ページをご覧ください。こちらは提灯たぶの概略図と主な漁獲物を示しており、図の右からシラスウナギが入り、左端の魚捕部（いおとりぶ）という部分に漁獲されます。中央部にごみ取りが設置されており、ごみ取りを通過できないものは、遊泳力がある魚類は自ら入り口へ戻り、遊泳力がないものも網揚げ前に外側のファスナーを開放し河川へ放流することで、魚捕部（いおとりぶ）にはうなぎの稚魚と、混獲物としては入ったとしても左下に写真を載せておりますようなヨコエビ類等が入り、アユ稚魚等の混獲は避けることができます。

資料の３３ページに戻ってください。改正理由に記載しておりますが、令和３年、４年の調査によってアユ稚魚等の混獲が

ほぼないことを確認できましたが、調査以前の令和２年産から、他魚種への影響の懸念から菊池川での許可統数を段階的に減らしていました。その結果、操業１回のシラスウナギの採捕数量が減少し、池入れが可能となる一定量を確保するまでに長期間一時保管する必要が生じ、池入れ前までにシラスウナギがへい死し、採捕したシラスウナギの無駄が生じるようになったため、養殖業者から許可統数を元に戻してほしいとの要望がありました。そこで、統数の在り方を検討するため、提灯たぶの河川資源への影響を調べるとともに、漁業権者の意見を聴取するなど検討したところ、資料は次のページになりますが、①として、先ほど図でご説明しました網に混獲防止の措置が取られており、漁獲調査ではアユ等他魚種の混獲が確認されず、河川資源への影響は認められなかったこと、②として当該河川の漁協の了解が得られたこと、③として養殖業者毎に採捕上限となる採捕許可量が定められているため、シラスウナギの乱獲には繋がることないことから、許可統数の見直しを行うこととしました。

次の修正箇所は同じページの第１６条のたも抄いの採捕従事者数を制限する規定です。こちらも従来、ただし書きによって前年産の許可実績人数を上限に許可する仕組みとなっていました。しかし、令和２年７月豪雨があり、養鰻組合から申請されている芦北地区のたも抄いの採捕従事者が被災したため、許可申請を断念せざるを得ない状況が発生しました。豪雨被災により許可申請のできなかった採捕従事者を復帰させるための限定的な措置として、昨年に限り、前年許可実績を上限とする規定を２年前まで遡ることができるよう修正しておりましたので、これまで通り前年産の許可実績人数まで、という規定に戻しました。

資料の３７ページをご覧ください。３つ目の修正箇所は第２３条の許可及び採捕の対象期間についてです。内水面における採捕の対象期間を、昨年は１２月２２日から３月３１日の連続した１００日間としております。今年も採捕期間は１００日間と変わりませんが、採捕に適した潮に合わせるため、２日間早める微調整を行うこととしました。

その他の部分につきましては、これまでと大きな変更はありませんので、お時間のある際にご確認いただければと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆さん

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | から御質問、御意見はございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 木下委員  | 資料１４ページについてご質問します。採捕期間の微調整は内容的にはどのような調整でしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 水産振興課 | 内容的には、２日間開始期間を早めました。元々１２月２２日から３月３１日までの連続した１００日間になっていましたが、令和５年３月３０日、３１日は、網が張れないような潮です。ので、２日間前倒ししたという調整でございます。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 木下委員  | 連続となると、実際に漁ができない期間も１００日間に入ってくるものですから、知事許可漁業になった際、その辺りの対応をお願いしたいと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 水産振興課 | <p>先ほど木下委員がおっしゃったようにシラスウナギの採捕につきましては、令和５年１２月に知事許可漁業へと移行しますとともに、漁業法においてシラスウナギは特定水産動植物に指定されております。</p> <p>また、令和７年１２月から特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律、通称、水産流通適正化法の規制対象となるなど、シラスウナギの管理が全国的に厳格化されております。そのような状況の中で、今回、令和５年産うなぎ種苗許可取扱方針について、御意見をいただいたところです。</p> <p>委員から御指摘のありました知事許可漁業への移行につきましては、水産庁から令和３年に発出された文書等を踏まえまして、取扱について関係者の皆様と十分協議を重ねていきたいと考えております。</p> |
| 木下委員  | １００日間の連続というのは、熊本県だけですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 水産振興課 | シラスウナギの採捕については、熊本県は独自の仕組みで行っていると考えています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 木下委員  | より良い形での検討をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 南本委員  | 先ほど事務局から説明のあったシラスウナギの特別採捕許可ですが、今回が最後になるということで、来年の１２月から知事許可漁業へ移行するという説明がありました。関係団体とは十分協議されるということでしたので、早めをお願いしたいと                                                                                                                                                                                                                                      |

|       |                                                                                                                                                                                                   |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | <p>思います。</p>                                                                                                                                                                                      |
| 水産振興課 | <p>早めに検討したいと思います。</p>                                                                                                                                                                             |
| 議長    | <p>他にありませんか。</p>                                                                                                                                                                                  |
| 議長    | <p>ないようですので、異議がない旨を回答してよろしいでしょうか。</p>                                                                                                                                                             |
| 各委員   | <p>はい。</p>                                                                                                                                                                                        |
| 議長    | <p>それでは、意義がない旨、回答します。</p>                                                                                                                                                                         |
| 議長    | <p>本日、事務局が予定した議題等は以上ですが、皆さんから他に何かございませんか。</p>                                                                                                                                                     |
| 松浦委員  | <p>漁業権とかよくわからないのですが、球磨川の河口で例年今頃は、あなじゃこが採れる時期なのですが、今年は量がとても少ないようです。子供たちとの干潟観察会の場所を探すため現地を見に行ったところ、地元の漁師さんから夜中に船で来てバキュームカーのようなもので採っていくようです。浜辺の中に何箇所か見られましたので、御存じとは思いましたが、それを取り締めることはできないのでしょうか。</p> |
| 水産振興課 | <p>具体的な場所は分かりますでしょうか。</p>                                                                                                                                                                         |
| 松浦委員  | <p>金剛地区から南側に３キロメートルくらい行った球磨川河口です。３か所くらい跡が残っていました。漁業者の方に聞いたところ、船が通った跡ではなくて、あなじゃこを採った跡とのことでした。</p>                                                                                                  |
| 水産振興課 | <p>場所は違いますが、そういった情報が入っておりまして、取締機関の方と情報を共有しております。監視や取締りについて、取締機関に伝えていきたいと思います。</p>                                                                                                                 |
| 議長    | <p>他に何かありませんか。</p>                                                                                                                                                                                |
| 斎藤委員  | <p>あゆの稚魚放流の見学会とかはされないのでしょうか。一回見てみたいなと思うところです。</p>                                                                                                                                                 |

|       |                                                                                                                                                        |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水産振興課 | 放流事業は、別の班が担当となっておりますので、本日、そのような御意見がありましたと伝えたいと思います。                                                                                                    |
| 事務局長  | あゆの放流は県の方ではやっていないので、放流は漁協のみでやっています。見学会としては、漁協の放流に立ち会うという調整は可能と思います。                                                                                    |
| 斎藤委員  | 分かりました。                                                                                                                                                |
| 議長    | 事務局から何かありませんか。                                                                                                                                         |
| 事務局   | 第１号議案について、補足させていただきます。平成２６年１月１日現在の熊本県内水面漁業権連絡図をお示ししました。共同漁業権につきましては、このとおりでございますが、球磨川河口付近に、内区第１号、同第２号、同第３号区画漁業権が示されておりますが、現在は、免許されておられません。補足説明は以上になります。 |
| 議長    | これをもちまして第３５３回熊本県内水面漁場管理委員会を閉会します。皆様お疲れ様でした。                                                                                                            |